

筑紫野市国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託  
プロポーザル実施要領（案）

1 目的

筑紫野市国民健康保険事業において、医療費適正化対策の一環として実施する診療報酬明細書点検業務を業者委託について、専門知識や技術を有する最適な委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

国民健康保険診療報酬明細書点検業務

(2) 業務内容

「国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

(3) 業務委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

※ただし、契約締結日の翌日から令和6年3月31日までの間は前受託業者からの業務の引継期間とする。引継期間に発生する費用については、事業者の負担とする。

(4) 上限価格

27,594,600 円（消費税を含む）

3 スケジュール（予定）

実施内容	日程
実施要領等の配布	令和6年 1月17日（水）
質問書受付期限	令和6年 1月30日（火）
質問書の回答の公表	令和6年 1月31日（水）
参加申込書及び資格確認書類提出期限	令和6年 2月 5日（月）
参加資格結果通知	令和6年 2月 8日（木）（予定）
企画提案書等提出期限	令和6年 2月14日（水）
審査実施	令和6年 2月20日（火）
審査結果の通知	令和6年 3月 6日（水）（予定）

※実施期日については変更することもあるので、別途参加者へ通知する。

#### 4 参加（応募）資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の条件をすべて満たす法人とする。

- (1) 筑紫野市競争入札参加資格及び手続等に関する規程（平成9年3月31日規程第8号）第3条各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 有資格者名簿に登載されている者にあつては、プロポーザル参加申込書の提出期限から受託候補者の特定日までの期間において、筑紫野市指名停止等の措置に関する規則（平成24年11月19日規則第38号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 有資格者名簿に登録されていない者にあつては、筑紫野市暴力団排除条例（平成22年3月30日条例第14号）に基づき役員名簿を福岡県警察本部（筑紫野警察署）に照会した際、該当していないもの。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者および同条第2項の規定に基づく筑紫野市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしている者ではないこと。
- (7) プライバシーマークの認証を受けていること。
- (8) 過去3年以内に官公庁において、同種（診療報酬明細書の内容点検業務）の受託実績があること。

#### 5 質問書の受付及び回答

- (1) 提出書類  
質問書（様式第1号）
- (2) 受付期間  
令和6年1月30日（火）17時まで（必着）
- (3) 提出方法及び提出先  
質問書は持参又は電子メールで提出すること。（提出先については「11 問い合わせ先」参照）  
なお、メールの送信後は電話で受信確認をすること。
- (4) 回答方法  
質問に対する回答は、令和6年1月31日（水）までに筑紫野市ホームページで公表する。  
なお、個別に電話や口頭等で対応はしない。

#### 6 参加申込書の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類
  - ①プロポーザル参加申込書（様式第2号）
  - ②役員名簿（様式第3号）

- ③業務実績調書（様式第4号）
  - ④確約書（様式第5号）
  - ⑤プライバシーマーク許諾証※写し可
  - ⑥令和4・5年度筑紫野市競争入札参加有資格者名簿に登録がない者は、次に掲げる書類を提出してください。
    - ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可）
    - ・契約権限を委任する委任状（支店等の場合）
- (2) 受付期間  
令和6年1月17日（水）から令和6年2月5日（月）17時まで【必着】
- (3) 提出方法及び提出先  
郵送又は持参（提出先については「11 問い合わせ先」参照）
- (4) 提出部数  
各1部
- (5) 審査結果  
電子メールにて通知する。

## 7 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、プロポーザル参加申込書（様式第2号）を提出し、審査の結果、参加資格があると認められた事業者のみに本市から要請する。

- (1) 提出書類
- ①企画提案書（任意様式）
  - ②見積書（様式第6号）
- (2) 企画提案書等作成の注意事項
- ①企画提案書は、別表「評価項目」の順番に沿った構成とする。
  - ②企画提案書は、A4版（縦版の横書）で作成し、添付書類がある場合も同様とする。
  - ③正確かつ簡潔な内容とすること。なお、記載を補完するためのイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。
  - ④企画提案の内容に基づき、見積り金額（税抜き）を記入すること。
  - ⑤見積書には積算の詳細がわかる資料（任意様式）を添付すること。
- (3) 受付期間  
令和6年2月8日（木）から令和6年2月14日（水）17時まで【必着】
- (4) 提出方法及び提出先  
郵送又は持参（提出先については「11 問い合わせ先」参照）
- (5) 提出部数  
企画提案書6部（正本1部、副本5部）、見積書1部

## 8 審査

業者選定を厳正かつ公正に行うために、筑紫野市国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託業者選定委員会（以下「委員会」とする。）を設置する。企画提案書等を提出した業者の中から委員会の選定審査を経て決定する。

なお、参加業者が1社のみの場合でも、委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

#### (1) 審査方法

- ①委員会は、業者から提出された企画提案書等の内容を審査する。
- ②審査委員全員の得点を業者ごとに合計し、その合計点が最も高い業者を受託候補者として選定し、次点者を準候補者として選定する。
- ③審査員の持ち点を合算した値（満点）の5割を最低基準点とし、最低基準点に満たない場合は、選外とする。
- ④同点の者がいる場合は、令和4年度福岡県内の平均内容点検効果率が高い業者を上位として、業者を決定する。
- ⑤この見積りには上限価格を設ける。依って上限価格を上回ったものは失格とする。
- ⑥次のいずれかに該当する場合は、企画提案書は無効とする。
  - ・指定された提出方法、提出先、期限に適合しない場合
  - ・提案内容に虚偽がある場合
  - ・参加業者および協力会社が審査関係者に対し不当な活動を行ったと認められる場合

### 9 審査の結果

審査結果は採否にかかわらず、企画提案書等提出業者全員に書面で通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

### 10 その他

- (1) プロポーザルの参加、資料の作成、提出に要する費用は全てプロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の、提出後の書換え、引換え又は撤回は一切認めない。また、審査後の返却は行わない。
- (3) 提出書類は、本事業の選定以外に無断で使用しない。
- (4) 選定経緯、および選定結果については、異議申し立てはできない。

### 11 問い合わせ先

筑紫野市 市民生活部国保年金課国保担当 常岡  
〒818-8686 福岡県筑紫野市石崎一丁目1番1号  
TEL 092-923-1111 (内線347)  
FAX 092-923-1134  
電子メール [kokuho@city.chikushino.fukuoka.jp](mailto:kokuho@city.chikushino.fukuoka.jp)

(別表)

			評価項目	評価視点
1	業務実績	①	過去3年の実績	過去3年（令和2年度～令和4年度）の内容点検効果率等の実績を報告すること
2	業務方策に関する提案	②	具体的方策	目標達成のための効果的な方策であるか
3	業務体制に関する提案	③	資格・経験	配置可能な点検員の診療報酬請求事務に関する資格や経験は十分なものか
		④	研修体制	点検員への研修（自社主催、国保連合会主催等）の内容や回数は十分であり、点検の質の向上に資するものであるか
4	個人情報保護に関する提案	⑤	個人情報保護	個人情報に係る社内規定整備状況及びセキュリティ対策は十分であるか
5	価格に関する提案	⑥	積算の妥当性	企画提案内容にあった適切な見積もりとなっているか